担当弁理士:鶴亀 史泰

# 進歩性の判断に関する裁判例 「農作業機の整地装置」事件

H27. 9. 30 判決 知財高裁 平成 26 年 (行ケ) 第 10240 号

審決取消請求事件:請求棄却(特許維持審決維持)

# 概要

周知技術であったとしても、引用発明に適用すると、引用発明の技術的意義が失われるだけで、何らかの有利な効果がもたらされるものでないとして、引用発明に、敢えて当該周知技術を適用する動機付けが認めることはできず、引用発明から容易想到でないと判断された事例。

### [特許請求の範囲]

# 【請求項1】

ロータリー作業体を回転自在に設けた機枠と、 この機枠に設けられ前記ロータリー作業体の上方 部を被覆したカバー体と、前記ロータリー作業体 の後方部に位置して前記カバー体に上下動自在に 取着され前記ロータリー作業体にて耕耘された耕 耘土を整地する整地体と、この整地体を支持する とともに先端部に係止突部を有する支持ロッドと 、前記機枠に設けられ前記支持ロッドを介して前 記整地体を整地作業位置及び十寄せ作業位置に設 定する整地体操作手段と、この整地体操作手段を 駆動操作する正逆転用モータと、このモータを制 御する遠隔操作用のスイッチと、を具備し、前記 機枠は、トラクタに連結される連結マストを有し 、前記正逆転用モータは、前記連結マストに固着 されたブラケットに固定されていることを特徴と する農作業機の整地装置。

# [争点]

- 1. 取消事由1 (甲1発明の認定の誤り)
- 2. 取消事由 2 (甲 1 発明と本件発明との相違点の認定の誤り)
- 3. 取消事由3 (相違点の容易想到性に関する判断の誤り)

# [裁判所の判断] (筆者にて適宜抜粋、下線。)

#### 1. 取消事由1について

原告が、「引用発明の認定は、実用新案登録請求 の範囲に記載された発明をもってすれば十分であり、審決で認定された引用発明の構成は、引用発明の 本質的特徴とは関係がなく、必須な構成とはいえな い」と主張したのに対して、以下のように判断した

『進歩性の有無を判断する基礎となる引用発明が「 刊行物に記載された発明」の場合、当該発明は、当 該刊行物に接した当業者が把握し得る先行公知技術 としての技術的思想である。そうすると、<u>当該刊行</u> 物が甲1文献のような公開実用新案公報の場合には 、考案の詳細な説明なども含め、当該公報全体に記載された内容に基づいて引用発明が認定されるべきであって、実用新案登録請求の範囲に記載された技術的思想に限定しなければならない理由はない。

そして、引用発明の認定は、これを本件発明と対比させて、本件発明と引用発明との相違点に係る技術的構成を確定させることを目的としてされるものであるから、本件発明との対比に必要な技術的構成について過不足なくされなければならない。その際、刊行物に記載された技術的思想ないし技術的構成を不必要に抽象化、一般化すると、恣意的な認定、判断に陥るおそれがあることに鑑みれば、当該刊行物に記載されている事項の意味を、当該技術分野における技術常識を参酌して明らかにするとか、当該刊行物には明記されていないが、当業者からみると当然に記載されていると解される事項を補ったりすることは許容され得るとしても、引用発明の認定は、当該刊行物の記載を基礎として、客観的、具体的にされるべきである。

上記アにおいて認定した甲1文献の記載内容によれば、審決における甲1発明の認定は、本件発明との対比に必要な技術的構成について過不足なくされているし、甲1文献の記載を基礎として、客観的、具体的にされたものといえるから、この認定に誤りがあるということはできない。』

#### 2. 取消事由2について

審決の相違点の認定について、以下のように誤りがあるとされた。下線部分は審決と異なる部分である。

『本件発明は、駆動源が正逆転モータであって、連結マストに固着されたブラケットに固定され、このモータを制御する遠隔操作用のスイッチを具備しているのに対し、甲1発明は、駆動源がシリンダー装置であって、機枠の後側上部に設けられ、さらに遠隔操作用のスイッチを具備しているかどうかも不明な点。』

# 3. 取消事由3について

『本件発明と甲1発明との相違点に係る構成が当業

者にとって容易想到であったというためには、シリンダー装置に替わる正逆転モータを、機枠の後側上部ではなくトップマスト(本件発明における連結マストに相当する。)に設けることについても、当業者にとって容易想到でなければならないことになる

・・・(略)・・・整地体に駆動力を伝達する部材が農作業機の後側に位置することからすると、シリンダー装置63も農作業機の後側に設ければ、駆動源であるシリンダー装置63と被駆動部材であるカム板62等とが近接することとなり、シリンダー装置で生み出された駆動力を簡易な手段で確実に伝達できる。・・・(略)・・・

そうすると、正逆転モータをトップマスト8に設けようとすると、甲1発明では必要がなかった新たな駆動力伝達機構を導入しなければならず、駆動源と被駆動部材とを近接させ、駆動源で生み出された駆動力を簡易な手段で確実に伝達できるという技術的意義が失われてしまうことになる。その一方で、甲1発明において、シリンダー装置63に替わる駆動源である正逆転モータを、機枠の後側上部ではなくトップマスト8に設けることにより、何らかの有利な効果がもたらされることをうかがわせる証拠は見当たらない。

・・・(略)・・・トラクタに連結される農作業機の技術分野において、シリンダー装置を連結マストに固着されたブラケットに設けること(甲7、8)や、正逆転モータを連結マストに固着されたブラケットに設けること(甲3、29、30)、正逆転モータを連結マストの周辺に設けること(甲31ないし33)が、いずれも本件特許の出願時において周知技術であったとしても、シリンダー装置63に替わる駆動源である正逆転モータを、機枠の後側上部からトップマスト8に敢えて移設する動機付けが当業者にあると認めることはできない。

したがって、本件発明と甲1発明との相違点に係る構成が当業者にとって容易想到であったということはできない。』

#### 4. 結論

『審決における本件発明と甲1発明との相違点に 係る容易想到性に関する判断は、その結論において 相当である。そうすると、審決の相違点の認定に誤 りがあるものの、当該誤りは審決の結論を左右する ものではな』く、原告の請求は棄却された。

#### 「検討

1. 引用発明の認定は、本件発明と対比させて、本件発明と引用発明との相違点に係る技術的構成を確定させることを目的としてされるものであるため、本件発明との対比に必要な技術的構成について過不

足なくされなければならない。

そして、「引用発明を公開公報から認定する場合には、請求の範囲に記載された技術的思想に限定されることなく、詳細な説明なども含め、当該公報全体に記載された内容に基づいて認定されるべきである」ことが確認できた。

2. また、容易想到性の判断において、「引用発明に、相違点に係る構成を適用することで、特に有利な効果をもたらさない場合でも、その適用により、引用発明の技術的意義が失われてしまうことになる場合には、その適用に動機付けがなく、容易に想到できない」とされたが、判決文を見る限り、その引用発明の技術的意義は、被告(特許権者)が主張している効果でもなく、また、引用文献に明確に記載されているものではないことが参考になる。

# ≪実務上の指針≫

1. 本件発明の進歩性を肯定する場合には、引用 発明を抽象化・一般化して認定したり、上位概念 化して認定したりするよりも、具体的に認定した り、下位概念化して認定したりした方が、容易想 到性(動機付け)の判断において、有利に働くこ とが多い。

特に、拒絶理由通知書においては、審査官は、 引用発明を抽象化・一般化して認定したり、上位 概念化して認定したりする傾向が強いため、審査 官の認定を鵜呑みにすることなく、詳細に検討し 、本件発明と対比して、過不足なく、引用発明を 認定する必要がある。

但し、引用発明の認定の際には、恣意的な認定 ではなく、客観的な認定を行うことにも注意が必 要である。

2. また、容易想到性の判断において、引用発明に、相違点に係る構成を適用することで、引用発明の技術的意義が失われる場合には、その適用の動機付けを否定することができるため、その技術的意義を引用文献から導き出す必要がある。

斯かる場合に、当該技術的意義が、引用文献に 明確に記載されている場合は、当然に導き出すこ とはできるが、本判決のように、技術的意義が、 引用文献に明確に記載されていなくても、引用文 献から導き出すことができないか検討することも 忘れてはいけない。

以上